

金沢シビックテック推進協議会規約

(目的)

第1条 シビックテックの推進を図ることで、金沢市において、市民や行政のニーズに即した地域課題の解決につながるアプリケーションやサービスが提供されるようになることを目的とする。

(業務)

第2条 金沢シビックテック推進協議会（以下「協議会」という。）は、次の業務を行う。

- (1) シビックテックの活動推進
- (2) シビックテックの人材育成事業
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な業務

(役員)

第3条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 協議会に監事を置き、金沢市会計課長をもって充てる。
- 3 会長、監事及び委員の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
ただし、再任を妨げないものとする。

(役員の仕事)

第4条 会長は、会務を統括し、協議会を代表する。

- 2 会長に事故があるときには、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(協議会)

第5条 協議会は、毎年会長が必要に応じて開催し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、次に掲げる事項について決議する。
 - (1) 規約の制定及び改正に関する事項
 - (2) 事業計画及び予算の決定に関する事項
 - (3) 事業報告及び決算の認定に関する事項
 - (4) その他重要事項

(事務局)

第6条 協議会は、金沢市都市政策局情報政策課ICT活用推進室内に事務局を置き、協議会の庶務を処理する。

(収支)

第7条 協議会の収入は、金沢市からの委託料及びその他の収入をもって充てる。

(会計期間等)

第8条 協議会の会計期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 協議会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

金沢シビックテック推進協議会構成

(敬称略)

区分	役職等	氏名
委員	シビックテック分野	福島 健一郎
委員	シビックテック分野	小俣 博司
委員	シビックテック分野	矢後 智子
委員	IT 分野	真田 秀樹
委員	市民協働関係	谷内 博史
委員	市民協働関係	布施 安子
委員	学識者 (IT 分野)	中沢 実
委員	学識者 (市民協働)	眞鍋 知子
監事	金沢市会計課長	徳田 伸治

事務局長	金沢市都市政策局情報政策課 I C T 活用推進室長	中島 三津男
------	----------------------------	--------

事務局：金沢市都市政策局情報政策課 I C T 活用推進室